

遵 守 事 項

ディキャンプ場で焚火をする場合は、下記の事項を守ること。

記

1. 火災予防のため、直火での焚火はしないこと（焚火台等を使用すること）。
また、炎が大きく上がる焚火はしないこと。
2. 火災警報（林野火災警報を含む。）が発令された場合は、火の使用を中止すること。
3. 林野火災注意報が発令された場合は、可能な限り火の使用を控えること。
4. 乾燥又は強風注意報が発令されている場合は、火の使用を控えること。
5. 必ず状況を常時監視し、ただちに消火できる準備をすること。
6. 出来るだけ1箇所に燃焼物品（薪等）を集積し、火の粉が周囲へ飛散しないようすること。
7. 引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の近くでは、実施しないこと。
8. 実施後は、確実に消火し火種がないことを確認すること。

○火災警報（以下の項目が義務）

○林野火災警報（以下の項目が義務）

○林野火災注意報（以下の項目が努力義務）

【各務原市火災予防条例第29条による火の使用の制限】

- (1) 山林や原野などで火入れをしないこと。
- (2) 花火などの煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと
- (4) 屋外においては、ガソリンなどの引火性・爆発性が高いものや、紙くず・木くずなどの燃えやすいものの近くで喫煙しないこと。
- (5) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。